

奈良市子どもケアラーサポート事業（サポーター派遣業務）委託事業者募集要項

1. 目的

奈良市子どもケアラーサポート事業（以下、「本事業」という。）は、本来大人が担うと想定されるような家事、家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子ども（以下「子どもケアラー」という。）が属する家庭に対し、その居宅において家事、育児等に関する支援を行う訪問支援員（以下「サポーター」という。）を派遣し、当該家庭の負担を軽減させることにより、養育環境を整えるものである。

このため、本事業において家事等の支援を提供することができる事業者を広く募集する。

2. 事業概要

(1)事業名

奈良市子どもケアラーサポート事業（サポーター派遣業務）

(2)委託金額

訪問支援費用

① 1時間当たり 3,000円（税込）

② 1回当たりの交通費等 最大 1,860円（税込）

(3)実施場所

事業が利用できる家庭（以下、「対象家庭」という。）の居宅及び支援を必要とする場所

3. 対象者

対象家庭は、次に掲げる要件のいずれかを満たす家庭とする。

(1)市内に住所を有する子どもケアラーが属する家庭

(2)その他市長が特に必要と認める家庭

4. 事業の実施依頼

サービス利用希望者から利用申請があり、市長がその利用を決定した場合において、奈良市子どもケアラーサポート事業（受付調整事務）の受託事業者（以下、「受付事業者」という。）は、利用者の希望する子どもケアラーサポート事業（サポーター派遣業務）の受託事業者（以下、「派遣事業者」という。）に対し、実施依頼の連絡を行うものとする。

5. 支援内容

派遣事業者は、次に掲げる対象家庭の家事、育児等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。なお、訪問時には保護者が在宅していることとする。

① 食事の準備及び片付け

② 住所の掃除又は整理整頓

- ③被服等の洗濯
- ④生活必需品の買い物
- ⑤育児支援
- ⑥その他市長が特に必要と認める支援

6. 実施要件

派遣事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1)サポーターとして派遣可能な従業者を有していること。
- (2)サポーターは次に掲げる要件を満たしていること。
 - ①介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者若しくはそれに準じた資格を有する者。
 - ②次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他確認の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等児童虐待を行った者
 - ③児童福祉に理解と熱意を有する者
 - ④家事等に関する援助を適切に実行する能力を有する者
 - ⑤各機関と連携し、対象家庭の子の安定した養育に寄与できる者
 - ⑥年に一度、胸部X線の検査を受けて、異常がない者
 - ⑦必要な研修を受け、資質向上に努められる者
- (3)奈良市子育て相談課及び受付事業者と連携・調整を行うことができること。

7. 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

8. 応募資格

次の項目に掲げる資格をすべて有するものとする。

- (1)本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できる団体（法人）等であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項

各号のいずれにも該当しないものであること。

- (3)募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていないものであること。
- (4)募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成15年奈良市要領）又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成8年奈良市要領）に定める入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6)奈良市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7)次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であるもの
 - ②代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ③暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (8)宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9)特定の公職者（候補者も含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体ではないこと。
- (10)特定非営利活動促進法（平成10年号外法律第7号）第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
- (11)その他法令等に違反する団体でないこと

9. 応募方法

(1)応募書類の配布

- ①配布場所 奈良市子どもセンター子育て相談課
- ②配布時間 子どもセンター開所日の午前9時から午後5時まで

(2)応募書類の提出

①提出方法

郵送または持参すること。なお、持参する場合は、あらかじめ事業担当課に電話連絡のうえ、子どもセンター開所日の午前9時から午後5時までに持参すること。

- ②提出場所 奈良市子どもセンター子育て相談課

(3)業務開始までの流れ

- ①申請
- ②書類審査
- ③審査結果通知

④業務開始

※ 申請から審査結果通知までの期間は、1週間程度を予定

(4)応募書類

- ①奈良市子どもケアラーサポート事業業務委託事業者申請書（第1号様式）
- ②奈良市子どもケアラーサポート事業業務委託事業者申請にかかる誓約書（第2号様式）
- ③事業者概要（第3号様式）
- ④奈良市子どもケアラーサポート事業実施事業所の概要（第4号様式）
- ⑤家事・育児支援事業の実績（第5号様式）
- ⑥事業実施体制確約書（第6号様式）
- ⑦定款、規則（会則）など事業者概要のわかる書類のコピー（任意様式）

※令和3・4年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない場合は、次の⑧及び⑨の書類についても提出してください。

⑧納税証明書の写し

- ・奈良市内の業者（奈良市外の業者で支店・営業所を有するものを含む。）

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の法人市民税及び固定資産税（申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）についての納税証明書

- ・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3又はその3の3

⑨商業登記履歴全項証明書の写し（発行3か月以内のもの。）

⑩印鑑登録証明書（原本）（発行3か月以内のもの。）

※選考に当たり、追加書類の提出を求めることがあります。

(5)応募上の注意事項

- ①申請に要する経費は応募者の負担とする。
- ②提出された書類については、奈良市個人情報保護条例（平成21年条例第51号）の規定の基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ③応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (1)審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2)提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3)提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4)要綱に違反又は著しく逸脱した場合
- (5)その他不正行為があった場合

11. 審査及び結果の通知

応募書類等により審査を行い、委託事業者を決定する。なお、審査の結果は応募者に通知する。

12. 審査の実施

審査において承認された事業者は、市長との間で委託契約を締結し、事業を実施することとする。

(1)委託契約

市長との間で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

①事業内容

仕様書に規定された事業内容とする。

②見積書の提出

委託契約の締結をするため、事業に係る経費の見積書を提出すること。

③委託料の支払い

各月の業務終了後、市は業務完了報告書及び実績報告書の提出を受け、完了確認の後、委託料を支払う。

④事業の再委託の禁止

事業の一部又は全部を他の団体や個人に再委託することは禁止する。

(2)事業実施

委託契約の締結後、契約内容に基づき事業を実施すること。

(3)個人情報保護

①委託業務の実施において、個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）、奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）及びその他の関係法規等を遵守するものとする。

ア 秘密の保持

派遣事業者は、委託業務の実施において知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

イ 委託の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、市の指示又は承諾のある時は、この限りでない。

ウ 目的外使用等の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の指示又は承諾のあるときは、この限りでない。

エ 複写及び複製の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の指示又は承諾のある時は、この限りでない。

オ 事故報告義務

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、速やかに市に報告し、その指示に従わなければならない。

カ 返還義務

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

②前号①のア～カの規定に基づき、派遣事業者は個人情報保護の規定の整備に努めなければならない。

③個人情報の保護については、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消された後においても遵守するものとする。

13. 契約の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがある。

- (1)派遣事業者が業務に関する契約に違反したとき。
- (2)派遣事業者が管理業務を継続することが適切でないと市が認めたとき。
- (3)派遣事業者が業務に関する契約を履行することができないと市が認めたとき。
- (4)施設の廃止等により契約をする必要がなくなったとき。
- (5)派遣事業者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかになったとき。

14. 事業担当課（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

奈良市柏木町263番地の2

奈良市子どもセンター子育て相談課

電話 0742-34-4804 FAX 0742-34-4817

メール kosodatesoudan@city.nara.lg.jp